

# 建設業法のあらましと 建設業許可申請マニュアル

## 滋賀県土木交通部監理課 (令和6年2月改訂)

### ●建設業許可に関するお問い合わせは…

滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係  
Tel 077-528-4114

### ●建設業許可申請書掲載箇所

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/303050.html>  
ホーム > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 建設業 > 許認可・申請・届出  
> 建設業許可申請書

**「更新」を除くすべての申請について、事前に予約が必要です。**

予約専用ダイヤル：077-527-5678（9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝、閉庁時除く））

※詳しくは、P. 32 をご参照ください。

# 目 次

<b>I. 建設業法のあらまし</b>	
建設業法のあらまし .....	P.3
<b>II. 建設業の許可</b>	
1 建設業の許可 .....	P.7
2 許可の区分 .....	P.11
3 許可の有効期限 .....	P.12
4 許可の要件 .....	P.14
(1) 経營業務管理の要件.....	P.16
(2) 適切な社会保険への加入の要件 .....	P.19
(3) 専任技術者の要件 .....	P.20
(4) 誠実性の要件 .....	P.27
(5) 財産的基礎の要件 .....	P.28
(6) 欠格要件等 .....	P.30
5 許可を受けるための手続き .....	P.31
(1) 申請用紙の入手方法 .....	P.31
(2) 申請書の作成 .....	P.31
(3) 申請書類の提出 .....	P.31
(4) 申請の手数料 .....	P.32
● 必要な許可申請書類一覧表 .....	P.34
● 要件者の常勤(専任)確認資料	
【経營業務の管理責任者と直接補佐する者/専任技術者/令3条使用人(支配人、営業所長など)】 .....	P.36
● 「健康保険等の加入状況」の確認書類について .....	P.37
● 申請区分ごとの注意点について .....	P.38
<b>III. 許可を受けた後の留意事項</b>	
1 許可を受けた後の留意事項について .....	P.41
2 建設業法に基づく適正な工事の施工について .....	P.42
3 変更届の提出 .....	P.49
4 組織変更等 .....	P.52
(1) 個人事業主から法人への組織変更(法人成)について .....	P.53
(2) 個人事業の代替わり(承継)について .....	P.54
5 建設業許可証明書の申請について .....	P.56
<b>IV. 許可申請書の記入例</b> .....	P.59
<b>V. 建設業許可申請様式集</b> .....	P.107
<b>VI. 資 料</b> .....	P.177

# ～建設業許可申請マニュアルの改訂について～

建設業法施行令等の改正に伴い、建設業許可申請マニュアルを改訂いたしましたのでご活用ください。

## — 令和6年2月、主な改正内容 —

### 1. 大臣認定者の確認方法の変更

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」の一部改正（令和五年国土交通省告示第五百二十一号）（令和5年7月1日施行）が行われ、原則として大臣認定の期限までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して直前に受講した監理技術者講習の有効期間（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年の期間をいう。）が満了する前に監理技術者講習を受講することにより、引き続き大臣認定者として扱われることとなりました。

この改正に伴い、今後、新たに大臣認定書の交付は行われなため、直近の大臣認定書と監理技術者講習履歴がわかるものによって、営業所の専任技術者要件の確認をしますのでご注意ください。

# I. 建設業法のあらまし







# 建設業法のあらまし

## 1. 建設業法とは

建設業は、生活を営んでいくうえで必要不可欠な住宅・道路・河川などの社会資本整備や経済発展の基礎となる工場・事務所の建設などを担い、豊かで均衡のとれた国土の発展、健康で文化的な国民生活の向上および国民経済の発展に重要な役割を果たしています。

このような建設業の重要性を背景に、建設工事の適正な施工の確保および発注者の保護を図り、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与するため、昭和24年に建設業法が制定されました。

建設業法は、建設業の許可制度・建設工事の請負契約・施工技術の確保など建設業に関する幅広い定めを設けており、建設業を営もうとする方は、こうした建設業法の定めに従い営業を行う必要があります。

## 2. 建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。（法第1条（以下、法とは建設業法をさします。））

## 3. 建設業を始めるには

建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力信用がある者に限りその営業を認める制度が必要となります。そこで、建設業法においては、軽微な建設工事（P.7 参照）のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、**建設業の許可を受けなければならない**という制度が設けられています。

実際に許可制度とはどのようなものか、また、許可を受けるにはどのような手続が必要なのかを「Ⅱ 建設業の許可」以降において説明していきます。

## 建設業とは？

建設業法において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業**をいいます。（法第2条）したがって、測量・設計・ボーリング調査・文化遺産発掘・除草作業などの工事を伴わない維持管理業務や建売住宅の売買は建設業とはなりません。





## Ⅱ. 建設業の許可



## 1. 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、法に基づく許可を受けなければなりません。元請負人はもちろんのこと下請負人の場合でも、請負として建設工事を施工するものは、個人でも法人でも許可を受けることが必要です。（法第3条）

ただし、次の表－1に掲げる**軽微な建設工事**のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてもよいことになっています。

表－1

建築一式工事	①工事1件の請負代金が1,500万円に満たない工事 または、 ②延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事 (延べ面積の2分の1以上を居住の用に供すること)
その他の工事	工事1件の請負代金が500万円に満たない工事

※) 請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額で判断します。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した場合は、この限りではありません。

注文者が材料を提供する場合には、その価格等を請負代金の額に加えて判断します。

請負代金はいずれも取引に係る消費税を含んだ額です。

※) 解体工事の請負については、請負代金が500万円に満たない場合でも「解体工事業の登録」が必要です。

(建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を有するものを除く)

法では、建設工事の種類ごとに業種を区分し、業種ごとに建設業の許可が必要であることとしています。そのため、許可を申請する際には次の表－2の工事内容を確認し、許可の要件等も考慮に入れ、必要な建設業の種類について判断することが必要です。

なお、「土木一式工事」および「建築一式工事」の2つの一式工事は、他の27種の建設工事と異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事であり、ダム工事や一棟の住宅建設等を一式としてまとめて請け負うことを意味しています。他の建設工事(大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、内装仕上工事等)を単独で請け負う場合は、それぞれの建設業の許可を受けなければなりません。

表－2 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事や下水道工事・ダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建築等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増築等
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、破石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事



略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

## 2. 許可の区分

### (1) 国土交通大臣許可と知事許可

建設業の許可を行う許可行政庁は、許可を受けようとする建設業者が設ける営業所の所在地の状況によって、国土交通大臣と知事に区分されます。

表－3

国土交通大臣許可	滋賀県内および他の都道府県に営業所を設ける場合
滋賀県知事許可	滋賀県内のみに営業所を設ける場合

※注 営業所とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約の見積、入札、契約の締結を行う事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいい、資材置き場や単なる事務連絡所、工事現場における事務所等は含まれません。

### (2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

建設業の許可は、その許可を受ける業種ごとに、一般建設業の許可か特定建設業の許可のいずれかの許可を受けることとなります。

なお、同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

表－4

特定建設業	発注者から直接請け負った1件の建設工事について、4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の下請契約をして、施工しようとする者
一般建設業	特定建設業以外の者

※注 この場合の4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）とは、1件の工事において、すべての下請業者に出す工事金額を合計したものです（この工事金額には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない）。請負代金はいずれも取引に係る消費税を含んだ額です。

### 3. 許可の有効期間

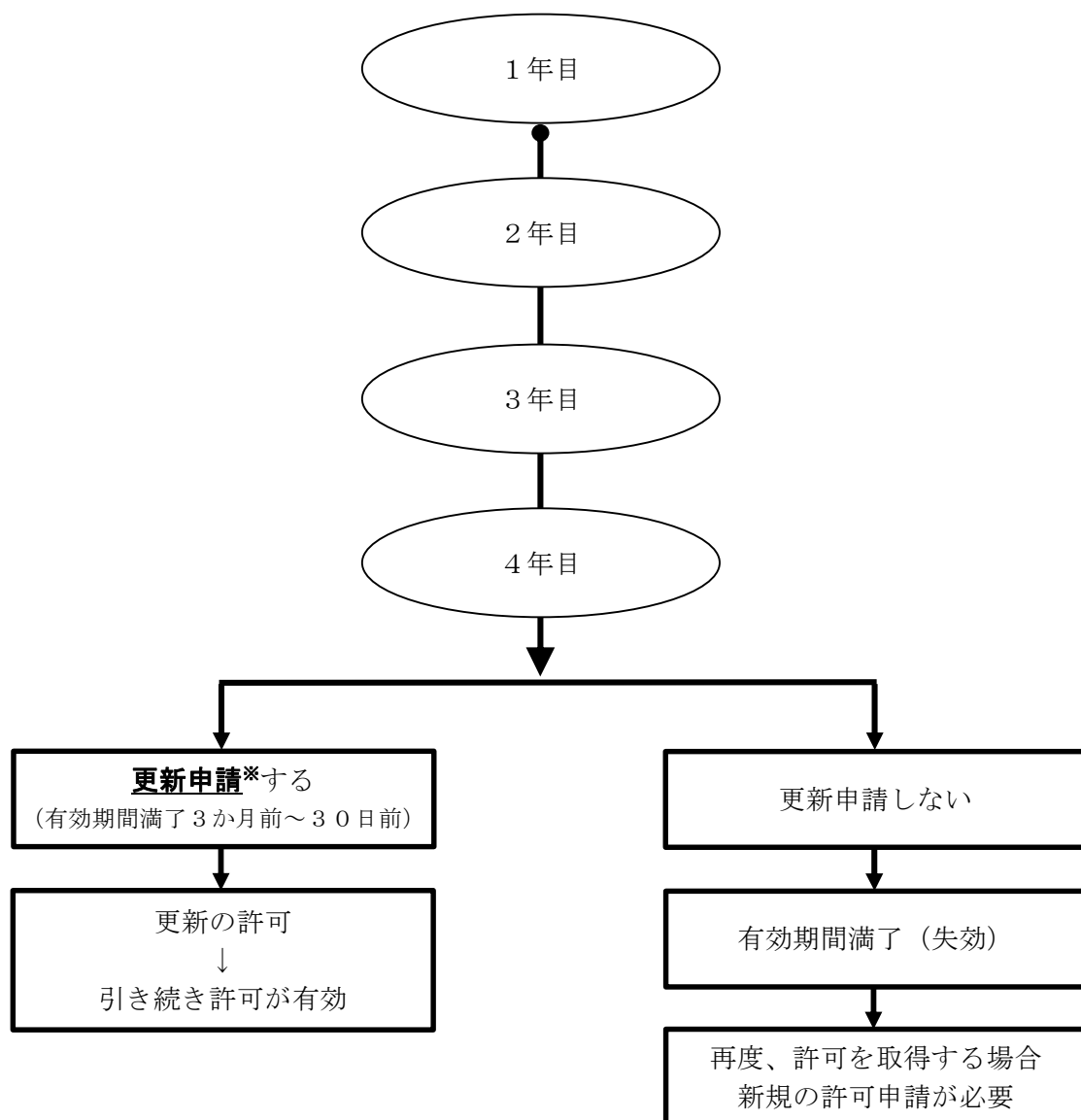
建設業の許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日を持って満了することとされています。この場合、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日を持って満了することとなります。

【例】 許可日 令和元年5月1日 → 有効期間の満了日 令和6年4月30日

したがって、**引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する30日前までに、許可の更新の手続きをとらなければなりません。**この手続きを怠った場合、期間満了とともに許可の効力を失い、引き続き建設業許可が必要な請負工事の営業ができなくなります。ただし、期間満了前に請け負った工事の施工は、引き続き可能です。

なお、期間満了以前に更新手続きを行った場合で、期間満了時に更新許可の通知が届いていない場合は、許可の通知が届くまでの間、引き続き従前の許可が有効です。（法第3条第4項）

図：許可から更新までの流れ



※) 特定建設業者が更新の時点で「特定建設業の財産的基礎の要件」を満たさない場合は、「一般建設業の新規または業種追加の申請」が必要です（P. 28 参照）。

# **MEMO**

## 4. 許可の要件

建設業の許可を受けるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 経營業務管理の要件	建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること。	(P. 16～参照)
(2) 適切な社会保険への加入の要件	申請される事業所で適切な社会保険・雇用保険に加入していること。	(P. 19～参照)
(3) 専任技術者の要件	営業所ごとに技術者を専任で配置すること。	(P. 20～参照)
(4) 誠実性の要件	請負契約に関して誠実性を有していること。	(P. 27 参照)
(5) 財産的基礎の要件	請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること。	(P. 28～参照)
(6) 欠格要件等	法第8条および第17条に該当しないこと。	(P. 30 参照)

注) 法第8条各号に該当することが判明した場合、欠格要件該当および虚偽申請により、不許可や許可の取消しとなります。

また、虚偽申請により許可が取り消された場合は、取消しの日から5年間は許可の取得ができません。この場合、役員・令3条使用人についても、5年間、新たに営業を開始することが禁止されます。

# **MEMO**

## (1) 経營業務管理の要件（法第7条第1号および第15条第1号）

建設業は受注産業であり、1つの工事ごとにその工事に応じた資金の調達や資材の購入、請負契約の締結、技術者の配置など、工事の完成までその内容に応じた施工管理が要求されます。したがって、適正な建設業の経営を期待するためには少なくとも下記の要件を満たすことが必要です。

なお、この要件は、一般建設業の許可、特定建設業の許可、どちらを取得する場合も同じです。

【法人の場合】 役員のうち常勤であるもの <sup>注1</sup>		のうち一人が下のイ（①～③）、ロ（①～③）またはハに該当すること。
【個人の場合】 事業主または支配人 <sup>注2</sup>		
該当者	イ①	建設業に関し <b>5年以上</b> 経營業務の管理責任者としての経験を有する者 <sup>注3</sup> ※ほとんどの方はこちらが該当となります。
	イ②	建設業に関し <b>5年以上</b> 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験 <sup>注4</sup> を有する者
	イ③	建設業に関し <b>6年以上</b> 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験 <sup>注5</sup> を有する者
	ロ①	常勤役員等のうち一人が右記のいずれかに該当する者であって、かつ、 <b>財務管理の業務経験<sup>注8</sup></b> （許可を受けている建設業者については当該建設業者、許可を申請しようとする建設業を営む者については当該建設業を営む者における <b>5年以上</b> の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、 <b>労務管理の業務経験<sup>注9</sup></b> を有する者および <b>業務運営の業務経験<sup>注10</sup></b> を有する者を <b>当該常勤役員等を直接に補佐する者<sup>注11、12</sup></b> としてそれぞれ置くものであること。
	ロ②	建設業に関し、 <b>2年以上役員等としての経験</b> を有し、かつ、 <b>5年以上役員等または役員等に次ぐ職制上の地位にある者<sup>注13</sup></b> （ <b>財務管理、労務管理または業務運営</b> の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
	ハ	国土交通大臣がイまたはロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

注1) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役または執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等）をいいます。「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事および事務局長等は含まれません。

また、「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。）している者がこれに該当します。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体および場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

注2) 「支配人」とは、事業主に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、支配人登記することが必要です。

注3) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人事業主または支配人、建設業法施行令第3条使用人（支店長・営業所長等）として営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

- 注4) 「**経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)**として**経営業務を管理した経験**」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。(事前に監理課へご相談ください)
- 注5) 「**経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験**」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主または支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者および技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいいます。(事前に監理課へご相談ください)
- 注6) この基準は、許可を受けようとする建設業について、表のイ・ロに該当する者を建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではありません。
- 注7) 経営業務の管理責任者が同時に(3)の専任技術者となる資格を有する場合には、同一営業所(原則として本社または本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- 注8) 「**財務管理の業務経験**」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験(役員としての経験を含む。注9・注10においても同じ)をいいます。
- 注9) 「**労務管理の業務経験**」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
- 注10) 「**業務運営の業務経験**」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施に関する業務経験をいいます。
- 注11) 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理または業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理または業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとします。
- 注12) 「**直接に補佐する**」とは、組織体系上および実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。
- 注13) 「**役員等に次ぐ職制上の地位にある者**」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

「ロ①, ②」該当で申請される場合、直接補佐する者には「申請される会社」で「建設業に関して5年以上の経験が必要になります」。そのため設立から5年未満の法人の方は必然的にこの要件は満たしませんのでご注意ください。



## 【経營業務管理の確認資料】

経營業務管理の要件確認資料として、①経営経験確認書類および②常勤確認書類（P. 36）が必要です。

■経営経験確認書類（下記 アまたはイ）※行政庁の判断により、下記以外の書類を求める場合があります

### ア) 「個人事業主としての経営経験」または「法人の常勤役員としての経験」の場合

		経営経験		工事实績	備考
		確または所	登記		
個人事業主	イ①該当⇒	5年分	—	5年分	
	イ③該当⇒	6年分	—	6年分	注1 P. 54 参照
法人の役員	イ①該当⇒	—	5年分	5年分	
	イ②該当⇒	—	注2	5年分	
	イ③該当⇒	—	注2	6年分	P. 16、17 参照
	ロ①該当⇒	—	注2	5年分	P. 16、17 参照
	ロ②該当⇒	—	注2	5年分	P. 16、17 参照

注1) 「個人事業の代替わり（承継）」の頁を参照してください（P. 54）。

注2) 事前に監理課へご相談ください。

注3) 表中の略語について

「確」	「確定申告書第一表の控え」（税務署の受付印のあるもの）の写し ※電子申告の場合は、「メール詳細」または「受信通知」（税務署が受付を確認した返信メール）を添付
「所」	「所得証明書（課税証明書）」（市町村で発行）
「登記」	「商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」
「工事实績」	「工事請負契約書」または「発注者からの注文書」（いずれも写し）

※履歴事項全部証明書では十分な就任期間が確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本や閉鎖事項証明書が必要です。

※契約書等がない場合は、「発注者証明書」（P. 169）でも可。記載事項は、工事名（具体的に）、工事場所（番地まで）、工事請負金額、工期、工事請負人、発注者自らの署名押印（実印）です。

※証明書関係は、いずれも申請日時点において**3か月以内に発行**されたもの。

### イ) 過去に経營業務の管理責任者であった者、および建設業法施行令第3条の使用人の経験の場合

過去の建設業許可申請書（受付印のある副本）のうち、下記の様式の写しの提出および原本提示をお願いします（旧様式のため該当する様式が不明等な場合は監理課へお問い合わせください）。

様式番号	様式	経管	令3
① 第1号	建設業許可申請書	○	○
② 別紙一、二(1)、(2) (旧:「別表」)	役員等の一覧表、営業所一覧表	○	○
③ 第7号および同別紙	経營業務の管理責任者証明書	○	—
④ 第11号	令3使用人の一覧表	—	○
⑤ 第12号	許可申請者の調書 (旧:「略歴書」)	○	—
⑥ 第13号	令3使用人の調書 (旧:「略歴書」)	—	○
⑦ 第20号	営業の沿革	○	○

## 確認方法について

### ○個人事業の経営経験で法第7条第1号に該当する場合

下記のように各年の確定申告書と、その年に**完成した**工事の契約書等の**両方**が確認された場合、「経営経験あり」となります。

(例) 土木、とびの経営経験があり、土木工事業を申請する場合

※建設業であれば5年分の契約書等の業種は問いません。

	H25	H26	H27	H28	H29
確定申告書	○	○	○	○	○
契約書等（土木）		○		○	○
契約書等（とび）	○		○		

### ○法人の役員経験で法第7条第1号に該当する場合

下記のように役員の内職期間が確認できる商業登記簿謄本と、その期間の各年に**完成した**工事の契約書等の**両方**が確認できて、「経営経験あり」となります。

(例) 建築工事業のみ経営経験があり、土木工事業・建築工事業を申請する場合

	H25	H26	H27	H28	H29
商業登記簿謄本	H25. 4. 1～H30. 3. 31 の間在職				
契約書等（建築）	○	○	○	-	-
契約書等（土木）	-	-	-	○	○

(注) H25（4月1日～）など年の途中から役員になられる場合、契約書等についても1年間の区切りを決めて5年分ご提出いただくようお願いいたします。（例のケースでは4/1～翌3/31までの工事契約書等をそれぞれの年度で5件分）

※個人事業の許可承継、個人→法人への組織変更についてはP. 53～55を参照してください。

## (2) 適切な社会保険への加入の要件（「様式第7号の3」関係）

令和2年10月1日の許可申請受付分（新規・業種追加・更新等）より、申請される事業所で、適切な社会保険・雇用保険への加入が許可要件となりましたのでご注意ください。

### 1. 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

次の事業所は、社会保険の加入が法律で義務付けられています。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

- ・法人事業所（すべて）
- ・個人事業所（常時従業員を5名以上雇用している場合）

### 2. 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません（法人の役員や個人事業主と同居の親族などは除く）。原則として労働者（パート・アルバイトを含む）を**一人でも雇っていれば**、適用事業所となります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署またはハローワークへお問い合わせください。

それぞれ確認書類についてはP37をご覧ください。

### (3) 専任技術者の要件（法第7条第2号および第15条第2号）

建設工事の適切な施工を確保するためには、営業を行う営業所にその工事の専門の技術者が必要です。

すべての営業所に、下記のいずれかに該当する専任 <sup>注1</sup> の技術者がいること。	
一般建設業	特定建設業
<p>【法第7条第2号】 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p><b>イ【所定学科卒業者等<sup>注2</sup>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法による高等学校（旧実業学校を含む）もしくは中等教育学校を卒業後、5年以上実務の経験を有する者</li> <li>学校教育法による専修学校の専門課程を卒業後、5年以上実務の経験を有する者<sup>注3</sup></li> <li>学校教育法による大学もしくは高等専門学校（旧専門学校を含む）を卒業後、3年以上実務の経験を有する者</li> <li>旧実業学校卒業程度検定規程による検定で一定の学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者</li> <li>専門学校卒業程度検定規程による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</li> <li>技士補の者についてはP.26を参照</li> </ul> <p><b>ロ【10年以上の実務経験者<sup>注4</sup>】</b> 一部の業種で緩和措置があります。</p> <p><b>ハ【資格免許等を有する者】</b> 別表（P.22～P.25）を参照。</p>	<p>【法第15条第2号】 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p><b>イ【資格免許を有する者】</b> 法第27条第1項による技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者または他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者</p> <p><b>ロ【指導監督的な実務経験者<sup>注5</sup>】</b> 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ、元請として4,500万円以上の工事（平成6年12月28日以前にあっては3,000万円以上、昭和59年10月1日以前にあっては1,500万円以上）について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者（ただし、<b>指定建設業<sup>注6</sup>の場合を除く。</b>）</p> <p><b>ハ【国土交通大臣特別認定】</b> 国土交通大臣が、イまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</p>

注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワーク（P.16参照）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事する者をいいます。

次に掲げるような者は、「専任」とはいえない者として取り扱います。

- ・住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上通勤不可能な者
- ・他の営業所（他社の営業所を含む。）において専任を要求される者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者
- ・当該法人の監査役である者

注2) 「所定学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じて、別表（P.26）に掲げるものです。

注3) 「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定」第2条に規定する専門士または同規定第3条に規定する高度専門士の称号を受けた者については、卒業後に必要な実務経験年数は「3年以上」です。

注4) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれず、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、または現場監督技術者として監督に従事した経験、見習い中の技術的経験等も含めて取り扱います。

実務の経験の期間は、1業種につき10年以上必要であり、例えば2業種について実務の経験がある場合には最低20年以上の実務経験がなければならないこととなります。一人の者が実務経験で担当できるのは2業種までです。

**ただし、平成28年5月31日までに請け負った「とび・土工・コンクリート工事」のうち、「解体工事」に係る実務経験の期間についてのみ、平成28年6月1日以降、とび・土工事業および解体工事双方の実務の経験の期間として**

**二重計算可能です(平成28年6月1日以降に請け負った工事に係る実務経験期間は、新しい業種区分のとおりとします)。**

注5) 「**指導監督的な実務経験**」とは、建設工事の設計または施工の全般について、工事現場主任者または工事現場監督者等の立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

なお、指導監督的な実務経験の期間については、該当する請負契約書の工期を積み上げ合計して得た期間です。(ただし、経験期間が重複しているものについては、二重に計算しません。)

注6) 「**指定建設業**」とは、①土木工事業、②建築工事業、③電気工事業、④管工事業、⑤鋼構造物工事業、⑥舗装工事業、⑦造園工事業の7業種をいいます。

注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、表のイ・ロ・ハのいずれかに該当する者を建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって2以上の建設業について許可を受けようとする場合において、一の建設業について表のいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に表のいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしていることとなります。

注8) 専任技術者と経営業務管理責任者との兼任については、同一営業所(本社または本店等)内に限って認められます。

### 【専任技術者の確認資料】

法第7条または第15条の第2号イ・ロ・ハの要件を証明するものとして、①**資格・経験確認資料**(下記の(1)～(5))および②**常勤確認資料**(P.36)をご用意ください。

#### (1) 所定学科卒業者等の場合 (①および②)

- ①卒業証明書等(写し)または合格証明書(写し)
- ②実務経験証明書[様式第9号]+契約書等(写し)\*

#### (2) 実務経験を有する者(10年以上)の場合

実務経験証明書[様式第9号]+契約書等(写し)\*

#### (3) 資格免許を有する者の場合 (実務経験が必要な場合、②も必要)

- ①合格証明書(写し)、免許証等(写し)または、監理技術者資格者証(写し)
- ②実務経験証明書[様式第9号]+契約書等(写し)\*

#### (4) 指導監督的な実務経験を有する者(2年以上)の場合 【(1)～(3)いずれか + アまたはイ】

- ア) ①指導監督的な実務経験証明書[様式第10号]+契約書(写し)(記載した工事全て)
- ②建設業許可通知書または許可証明書(写し)
- イ) 監理技術者資格者証(写し)

#### (5) 国土交通大臣特別認定の場合

認定書(写し)+監理技術者講習修了履歴がわかるもの(直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に受講していることが必要です。)

※) 必要な実務経験の年数は、下記のとおり、要件によって異なります。

要件	実務経験 証明書	契約書等
①資格免許(1年の実務経験が必要)の場合	1年分 記載	1年分
②資格免許(3年の実務経験が必要)、所定学科卒業者等(大学等)の場合	3年分 記載	1年分
③所定学科卒業者等(高等学校、中等教育学校)の場合	5年分 記載	2年分
④実務経験のみの場合	10年分 記載	3年分

- ・実務経験証明書および指導監督的な実務経験証明書の記載方法については、記入例(P.88、89)をご確認ください。
- ・上記「契約書等」とは、実務経験証明書に記載した工事に係る「工事請負契約書」、「発注者からの注文書」(無い場合は「発注者証明書」(P.169)を作成)を示します。

技術者の資格（資格等コード番号表）

（注）特定の資格を有するものは一般の資格も有する

「◎」 特定（法第15条第2号イ）の資格を有するもの  
 「☆」 合格後実務経験3年が必要  
 「◎」 「△」 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要

この場合、追加書類として、様式第9号「実務経験証明書」+契約書等（写し）、または、登録解体工事講習修了証の写し  
 ※技術士（建設部門または総合技術管理部門（建設））については、当面の間、上記の実務経験または講習の受講が必要

建設業法 『技術検定』	資格区分およびコード番号（確認書類）	建設業の種類																																				
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	の	板	が	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解							
	合格証明書	11	◎					◎						◎																								
	一級建設機械施工管理技士	12	◎					◎						◎																								
	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	13	◎					◎						◎																								
	一級土木施工管理技士	14						◎						◎																								
	一級土木施工管理技士補	15						◎						◎																								
	二級土木施工管理技士	16						◎						◎																								
	二級土木施工管理技士補	17						◎						◎																								
	一級建築施工管理技士	20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	一級建築施工管理技士補	21	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	二級建築施工管理技士	22						◎						◎																								
	二級建築施工管理技士補	23						◎						◎																								
	一級電気工事施工管理技士	27																																				
	一級電気工事施工管理技士補	28																																				
	二級電気工事施工管理技士	29																																				
	二級電気工事施工管理技士補	30																																				
	一級管工事施工管理技士	31																																				
	一級管工事施工管理技士補	32																																				
	二級管工事施工管理技士	33																																				
	二級管工事施工管理技士補	34																																				
	一級造園施工管理技士	35																																				
	一級造園施工管理技士補	36																																				
	二級造園施工管理技士	37																																				
	二級造園施工管理技士補	38																																				

資格区分およびコード番号（確認書類）			建設業の種類													
建築士法 『建築士試験』	免許証	37	主建	大左	と石	屋電	管夕	鋼筋	舗し	舗	防内	機絶	通園	井具	水消	清解
技術士法 『技術士試験』	登録証	38	○	○		○	○	○	○		○					
		39														
		40														
		41	○	○		○	○	○	○	○			○			○
		42	○	○		○	○	○	○	○			○			○
		43	○			○										
		44														
		45											○			
		46												○		
		47														
		48													○	
		49	○													
		50														
		51	○													
		52														
		53														
		54														
		55														
		56														
		58														
		59														
		35														
		65														

資格区分およびコード番号(確認書類)		建設業の種類の種類																																
消防法 『消防設備士試験』 職業能力開発促進法 『技能検定』 等級区分2級 【実務3年】 ↓	免状 合格証書	主	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	の	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
		工	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	の	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
68	甲種消防設備士																																○	
69	乙種消防設備士																																○	
71	建築大工					○																												
64	型枠施工					○																												
72	左官					○																												
57	とび・とび工					○																											○	
73	コンクリート圧送施工					○																												
66	ウエルポイント施工					○																												
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管									○																								
75	給排水衛生設備配管									○																								
76	配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工									○																								
70	建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)									○																								
77	タイル張り・タイル張り工									○																								
78	築炉・築炉工・れんが積み									○																								
79	ブロッコ建築・ブロッコ建築工・コンクリート積みブロッコ施工									○																								
80	石工・石材施工・石積み									○																								
81	鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作業』)・製罐										○																							
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作業』及び『鉄筋組立て作業』)											○																						
83	工場板金																																	
84	板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外装板金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)																○																○	
85	板金・板金工・打出し板金																																	
86	かわらぶき・スレート施工																○																	
87	ガラス施工																																○	
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																																	○
89	建築塗装・建築塗装工																																	○
90	金属塗装・金属塗装工																																	○
91	噴霧塗装																																	○
67	路面標示施工																																○	
92	畳製作・畳工																																	

資格区分およびコード番号（確認書類）		建設業の種類												
	資格証書	93	94	95	96	97	98	61	40	62	63	60	36	99
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・表具・表具工	熱絶縁施工	建具製作・建具工・木工（選択科目『建具製作作業』）・カーテンホルダ施工・サッシ施工	造園	防水施工	さく井	地すべり防止工事【実務1年】	基礎ぐい工事	建築設備士【実務1年】	計装（一級のみ）【実務1年】	解体工事		
職業能力開発促進法														
『技能検定』														
等級区分2級 ↓ 【実務3年】														
民間資格	合格証明書													
基幹技能者 その他	講習修了証 <注意事項14>													

### 【注意事項】

1. 「土・建・電・管・鋼・舗・園」は指定建設業につき、特定建設業の専任技術者は原則として◎の者が必要です。
2. 資格区分の欄に【実務〇年】と記載されている資格は、**免状等交付後に**該当工事に関し当該年数以上の実務経験が必要です。
3. 職業能力開発促進法による技能検定の**2級**に合格した者については、**免状等交付後に**該当工事に関し**実務経験が3年以上必要**です。  
**（平成16年3月31日以前に2級に合格した者については、免状等交付後に該当工事に関し実務経験が1年以上。）**
4. 技術士について選択科目がある場合は、登録証の他に選択科目が記載されている「合格証明書」の添付が必要です。
5. 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
6. 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
7. 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
8. 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
9. 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
10. 職業能力開発促進法による技能検定「路面標示施工」については、単一等級であり、「1級」として取り扱いいます。
11. 「その他」コード99は、平成11年5月26日付建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について」に基づき振り替えて適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外は認められません。
12. 民間資格（登録解体工事講習を含む）の各種実施機関については、国土交通省ホームページ「建設業に係る登録制度」をご参照ください。
13. 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信および第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者または総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者）であつて、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有するものです。よつて、申請可能になるのは令和6年度以降になります。
14. 講習修了証に「建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる」という内容の文言が記載されているものに限りません。このとき、「実務経験を有する建設業の種類」として記載されている業種について、専任技術者になることができます。



## 技術者の資格（所定学科）表

法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学*（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学 又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学*又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学*又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学*、建築学*、機械工学*、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学*又は機械工学*に関する学科
板金工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科
防水工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学*、機械工学*又は電気工学*に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
造園工事業	土木工学*、建築学*、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学*、鉱山学、機械工学*又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科

※ 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後3年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。また、表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後5年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。

ただし、**指定建設業**および**電気通信工事業**については適用外となります。

検定種目	指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

#### (4) 誠実性の要件（法第7条第3号および第15条第1号）

建設業は注文生産であるため、その取引の開始から終了までの期間が長く、通常前払いなどの金銭の授受が慣習化しており、信用を前提として行われるため、この要件が必要です。

項 目	一 般 建 設 業 【法第7条第3号】	特 定 建 設 業 【法第15条第1号】
請負契約に関し、 <b>不正 または不誠実な行為</b> <sup>注1</sup> をするおそれが明らか な者でないこと	<p>【個人の場合】 その者又は一定の使用人</p> <p>【法人の場合】 法人又はその役員等<sup>注2</sup>もしくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。）が左に該当すること。</p>	同 左

注1) 「**不正な行為**」とは、請負契約の締結または履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「**不誠実な行為**」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

注2) 「**役員等**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等）または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

注3) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等および一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者および一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正または不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとします。

注4) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合または注3のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとします。

## (5) 財産的基礎の要件（法第7条第4号および第15条第3号）

建設工事を行おうとすれば、資材の購入や労働者の確保等、その着工に際してかなりの資金が必要となります。したがって、その営業に当たってはある程度の資金を有することが必要です。

項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業 <sup>注3</sup>
請負契約を履行するに足りる <b>財産的基礎</b> を有すること	<b>【法第7条第4号】</b> 次の <b>いずれか</b> に該当すること ① 自己資本 <sup>注1</sup> の額が500万円以上あること ② 500万円以上の資金調達能力 <sup>注2</sup> があること ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること	<b>【法第15条第3号】</b> 次の <b>すべて</b> に該当すること ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上あること ④ 自己資本の額が4,000万円以上あること

注1) 「自己資本」とは、貸借対照表の（純資産合計）の額をいいます。

注2) 「資金調達能力」については、取引金融機関発行の**500万円以上の預金残高証明書（申請書の受付時点において、残高日より4週間以内のもの（※残高日を含む）を有効とします。）**で確認します。

注3) 「特定建設業の財産的基礎」については、申請時（更新時を含む）の直前決算の貸借対照表において、下記のすべての項に該当していることが必要です。

### 【法人の場合】

①欠損比率	「欠損の額」が資本金の20%を超えていないこと 貸借対照表のマイナスの繰越利益剰余金が、資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く）の合計額を上回る額
②流動比率	$(\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計}) \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	資本金額 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

### 【個人の場合】

①欠損比率	「欠損の額」が資本金の20%を超えていないこと 事業主損失が、事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金を加えた額を上回る額
②流動比率	$(\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計}) \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

③資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって、（商業登記簿謄本で確認）基準を満たした場合は、基準を満たすものとして取り扱います。

ただし、この場合においても、④の自己資本は、直前決算時点で基準を満たすことが必要です。

**※特定建設業者が更新の申請時点において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たさない場合は、改めて、一般建設業の新規申請（業種追加を含む）が必要です。**

## 財産的基礎の確認資料

### (1) 一般建設業の場合

① 財務諸表※<sup>1</sup>において純資産合計の額が 500 万円以上ある場合

⇒ 確定申告書の控え（税務署受付印押印のもの）※<sup>2</sup>の写し

② 上記①以外の場合

⇒ 金融機関が発行する 500 万円以上の預金残高証明書

（申請時において残高日から 4 週間以内のもの（※残高日を含む））

（複数の金融機関の残高証明書を合算する場合は、残高日の日付を統一すること）

### (2) 特定建設業の場合

確定申告書の控え（税務署受付印押印のもの）※<sup>2</sup>の写し

⇒ 決算書のうち、貸借対照表

※1) 基準を満たしているかどうかの判断は、原則として、

既存の企業の場合…申請時の直前の決算期における財務諸表

新規設立（第一期確定申告申請前）の企業の場合…創業時における財務諸表（開始貸借対照表）

により、それぞれ行います。

この場合でも、申請書には所定の様式第 15～17 号の 2（法人）、第 18・19 号（個人）を添付してください。）

※2) 確定申告を電子申告した場合は、「メール詳細」または「受信通知」（税務署が受付を確認した返信メール）の打ち出しを添付してください。

## (6) 欠格要件等（法第8条および第17条）

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは許可を受けることができません。（欠格要件）

項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
欠 格 要 件 等	<p style="text-align: center;">【法第8条および第17条】</p> <p>次のいずれかに該当するものは、許可が受けられません。</p> <p>1 許可申請書または添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>2 法人にあつては法人・その法人の役員等*、個人にあつてはその本人・支配人、その他支店長・営業所長等が次の要件に該当しているとき。</p> <p>①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>②不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消されてから5年を経過しない者</p> <p>③許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④法第28条第3項または第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者</p> <p>⑤法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止期間が経過しない者</p> <p>⑥禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑦建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事の施工もしくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち政令で定めるもの、もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、または刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という）</p> <p>⑨暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>⑩心身の故障により建設業を適正に営むことができない者*</p>	

※) なお、「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、もしくはこれらに準ずる者、または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。

※) 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者の判断について、成年被後見人または被保佐人に該当しない者は当該欠格要件に該当しないこととし、成年被後見人または被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮したうえで、建設業を適正に営むために必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。

## 5. 許可を受けるための手続き

### (1) 申請用紙の入手方法

許可申請等に関する用紙は、「建設業法のあらましと建設業許可申請マニュアル」および「滋賀県ホームページ」に掲載しておりますので、コピーまたは印刷してご利用ください。

・滋賀県ホームページからのダウンロード

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/303050.html>

ホーム > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 建設業 > 許認可・申請・届出 > 建設業許可申請書

### (2) 申請書の作成（※鉛筆、消せるボールペンなど修正可能な筆記具は使用不可）

許可申請書および添付書類の作成に当たっては、後の「IV 許可申請書の記入例」（記載要領）を参考のうえ、正確に行ってください。

**許可申請書等の重要な事項について、虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているときは、故意・過失を問わずに許可を拒否する事由となります。**

**また、許可の後にこのような事実が判明したときは、許可を取り消すことにもなりますので十分に注意してください。**

なお、申請書の提出時または提出後に記載内容に誤記、脱落のあることが判明したとき、あるいは訂正、補充を求められたときは、できる限りすみやかに対応してください。

申請内容などについては、監理課までお問い合わせください。

行政書士による代理申請の場合は、委任状を添付し、申請書に職印を押印してください。また申請書副本および許可通知書の代理受領を希望する場合は、副本の表紙に委任状（写）を添付してください。

### (3) 申請書類の提出

#### イ. 提出場所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁新館5階）

土木交通部監理課建設業係

電話 077-528-4114（直通）

#### ロ. 受付日時（※必ず、次頁「ホ. 許可申請の事前予約制について」を確認してください。）

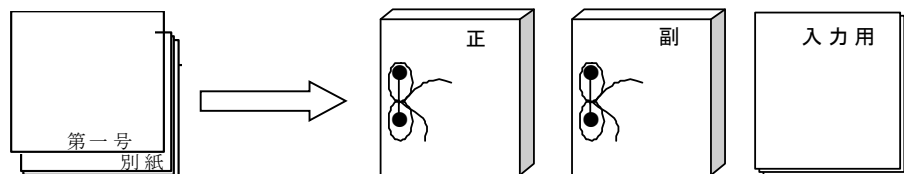
**受付日 月・水・金曜日（休日・閉庁日等は除く）**

時 間 （午前）9：00～12：00 （午後）1：00～4：00

#### ハ. 提出部数

滋賀県知事許可 正本1通、副本1通、コンピューター入力用紙（様式1号、別紙二(1)、7号、8号）1通（写可）

※提出書類作成イメージ（滋賀県知事許可）



「入力用」とは、様式の右上に

コンピューター入力様式  
(3枚作成)

と記載のあるものです。

#### ニ. 更新許可申請の提出期限

許可を受けた建設業を引き続き営業しようとする場合は、5年間の有効期間満了の日の**30日前**までに許可の更新の申請をしなければなりません。（P.12「許可の有効期間」参照）

なお、更新の申請は、滋賀県知事許可の場合は有効期間満了の日の**3か月前**から受け付けています。

ホ. **許可申請の事前予約制**について【重要】

予約方法等については下表のとおりです。

予約対象	建設業許可に係る下記の申請（※予約が必要となります） ①新規（法人成、承継を含む） ②許可換え新規 ③般特新規 ④業種追加 ⑤上記を含む組み合わせ（業種追加＋更新など） ⑥上記に係る事前のご相談や予備審査（事前の書類チェック）
予約方法	申請の前日までに、電話により予約を行ってください（※1か月前から可能）。 予約専用ダイヤル：077-527-5678 ※月、水、金曜日（土日祝、閉庁時除く）のうち下記の時間割から申請1件につき、①～④のうち1コマを選択していただきます。 【①9:00～、②10:30～、③13:00～、④14:30～】 ※代理申請の場合で、複数の案件をお持ちの場合につきましても、申請1件につき、1コマの予約を必要とします（最大5件まで）。
予約受付時間	9時00分～12時00分、13時00分～17時00分（土日祝、閉庁時除く）
伝達事項	予約時に、以下の事項を伝えてください。 ①申請希望日時 ②担当者名（再審査の場合のみ） ③申請区分等 ④許可番号（新規以外の場合） ⑤商号、名称 ⑥予約者名 ⑦連絡先

※当日、審査開始時間にご来庁いただけない場合は、キャンセルとして取り扱わせていただきますので、ご了承願います。

また、ご希望の日時にご予約いただけない場合がありますので、残高証明書等の有効期限のある書類を取得される際は、ご注意ください。

**(4) 申請の手数料**

手数料は、一般建設業許可および特定建設業許可それぞれに、次の表により納付してください。（県収入証紙は、申請書の受付時点で消印して頂くため、事前に消印しないでください。）

申請行政庁	申請区分	申請手数料等
滋賀県知事	新しく許可を受けようとする場合 （新規、許可換え新規、般特新規）	申請手数料 9万円 滋賀県収入証紙で納入
	業種追加または更新	申請手数料 5万円 滋賀県収入証紙で納入
国土交通大臣 （※参考）	新しく許可を受けようとする場合 （新規、許可換え新規、般特新規）	登録免許税 15万円 大阪国税局東税務署宛に銀行、郵便局等を通じて 納入し納付書を正本に貼付
	業種追加または更新	申請手数料 5万円 収入印紙で納入

なお、申請区分の組み合わせにより加算されます（例を参考にしてください）。

（例）一般（または特定）建設業許可更新	5万円
一般建設業許可更新 + 特定建設業許可更新	10万円
一般（または特定）建設業許可更新 + 一般（または特定）建設業許可業種追加	10万円
一般建設業許可更新 + 特定建設業許可業種新規（般特新規）	14万円

※県収入証紙は、監理課では販売していませんので、事前にお買い求めください。

**(5) 受 理**

受付窓口において申請書が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容が適切か、内容を裏付ける資料がそろっているか等を確認します。

その際に申請内容について、担当者が質問をする場合がありますので内容を十分に理解されている方が来庁してください。

## (6) 審 査

受理した申請書の内容が正しいか、経營業務の管理責任者・専任技術者等が他の許可業者と重複していないか等の審査を行います。

## (7) 許 可

審査が終了すると許可になります。

通常、申請書受理後おおむね30日の審査期間を要します。

ただし、受理された場合であっても、内容に疑義、不備がある場合はそれ以上の期間を要します。日数には余裕をみて提出するとともに、不足書類があった場合はできる限り速やかに提出してください。

## (8) 許可通知書の送付

- ・ 許可通知書は簡易書留により原則として主たる営業所宛に郵送します。(副本も同時に郵送します。)
  - ・ 申請代理人宛等へ送付希望の場合は、委任状(写)が必要です。(副本の表紙に添付してください。)
  - ・ 許可通知書の再発行はしませんので大切に保管してください。紛失等の際は、建設業許可証明書を受けてください。申請書の記載については、P.56の留意事項をご覧ください。
- なお、許可証明書の発行手数料は1通につき530円です。手数料は、滋賀県収入証紙で納入してください。

## ※ 許可の拒否

許可の要件を満たさないこと、欠格要件に該当することが判明した場合や、許可申請書等の重要な事項について、虚偽の記載がありまたは重要な事実の記載が欠けているときは、故意・過失を問わずに許可を拒否します。この場合、**申請手数料の還付や申請書の返却はできません。**

## ※ 許可申請の取下げ

許可の申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」(P.168参照)を提出してください。受理されますと申請書類をお返ししますが、**申請手数料は還付できません。**

## (9) そ の 他

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁じられています。

滋賀県行政書士会の連絡先 〒520-0056 大津市末広町2-1 滋賀県行政書士会館  
Tel 077-525-0360

**建設業許可更新および業種追加については、郵送での受付を可としています。**

【郵送に当たっての主な注意事項】(令和5年1月から業種追加も郵送での提出が可能となりました)

- (1) 郵送での受付は許可満了日の3か月前から1か月前までのものに限りします。
- (2) 送付する前に監理課建設業係(077-528-4114)までご連絡をお願いします。
- (3) 必ず書留郵便やレターパック等で送付してください。送料は申請者の負担となります。郵便事故に関し、県は責任を負いかねますのでご了承ください。なお、返信用封筒は不要です。ただし、更新申請または業種追加の申請と同時に変更届を提出される場合、変更届の提出に関しては、返信用封筒を同封いただく必要があります。
- (4) 必ず許可申請書「様式第1号別紙三」に必要な分の滋賀県収入証紙を貼付してください。国の収入印紙ではございませんのでご注意ください。なお、割印はしないでください。
- (5) ご提出を急がれる等の場合は、窓口にお越しくください。(業種追加の場合は、事前のご予約が必要)
- (6) 様式の相違や不備の内容によっては受付不能で返却することもありますのでご了承ください。

**送付先：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係**



## ●必要な許可申請書類一覧表

・○印の様式が必要となります。△印は既提出のものから変更がない場合は省略できます。

・記載例、解説を御確認のうえ申請してください。

様式番号	申請書様式	申請の区分									様式	記載例	記載要領
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
		新規	許可 換え	般特 新規	業種 追加	更新	3+4	3+5	4+5	3+4 +5			
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	109	61	62
別紙一	【法人】役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110	64	64
別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○	○	—	○	○	○	○	111	65	66
別紙二(2)	営業所一覧表（更新・変更）	—	—	—	—	○	—	○	○	○	112	67	67
別紙三	収入証紙貼付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	113	—	—
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	114	68	69
第2号	工事経歴書	○	△	○	○	—	○	○	○	○	115	70	72
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	△	○	○	—	○	○	○	○	116	73	73
第4号	使用人数	○	△	○	○	△	○	○	○	○	117	74	74
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	118	75	75
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	119	76	77
別紙	常勤役員等略歴書※経營業務の管理責任者の方のみ作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120	78	78
第7号の2	常勤役員等及び補佐する者証明書	令和2年10月1日より新たにできた要件ロ①,②で申請される方のみ作成ください。通常の要件で申請される方は上記第7号+別紙を作成ください。									171	79	80
別紙	常勤役員等略歴書										175	78	78
経營業務管理の要件確認資料	【共通】工事請負契約書等(写し)または発注者証明書(原本)等	申請内容により必要となります。 必ず解説ページ(P.18~19)をご覧ください。 (更新・業種追加・般特新規の場合は不要)									—	—	—
	【法人】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)										—	—	—
	【個人】確定申告書(写し)または所得証明書(原本)										—	—	—
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	121	82	83
第8号	専任技術者証明書(新規・変更など)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	122	84	85
添付書類	合格証明書・免許証等(該当する場合のみ)(写し)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—
第9号	実務経験証明書(該当する場合のみ)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	123	88	88
添付書類	卒業証明書等(該当する場合のみ)(写し)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	—	—	—
添付書類	実務経験証明書の確認資料 工事請負契約書等(写し)または発注者証明書(原本)	申請の内容によって必要となります。 必ず解説ページ(P.20~21)をご覧ください。 (更新の場合は不要)											
第10号	指導監督的実務経験証明書(特定許可のみ)(該当する場合のみ)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	124	89	89
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	125	90	90
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 <sup>注1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	126	91	91
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	127	92	92

注1) 法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等について作成。経營業務管理責任者は除く。

次頁へ

様式番号	申請書様式	申請の区分									様式	記載例	記載要領	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9				
		新規	許可 換え	般特 新規	業種 追加	更新	3+4	3+5	4+5	3+4 +5				
第14号	【法人】株主(出資者)調書	○	○	-	-	△	-	△	△	△	128	93	93	
第15号	【法人】貸借対照表	○	○	-	-	-	-	-	-	-	129	-	133	
第16号	【法人】損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	-	-	-	-	-	-	-	134	-	136	
第17号	【法人】株主資本等変動計算書	○	○	-	-	-	-	-	-	-	138	-	139	
第17号の2	【法人】注記表	○	○	-	-	-	-	-	-	-	141	-	144	
第17号の3	【法人】附属明細表	注2	注2	-	-	-	-	-	-	-	147	-	150	
第18号	【個人】貸借対照表	○	○	-	-	-	-	-	-	-	152	-	154	
第19号	【個人】損益計算書	○	○	-	-	-	-	-	-	-	155	-	157	
添付書類	【法人】定款(写し)	○	○	-	-	△	-	△	△	△	-	-	-	
	【法人】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)(3か月以内交付のもの)	○	○	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	
第20号	営業の沿革	○	○	○	△	○	○	○	○	○	158	94	94	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	△	△	△	△	△	△	△	159	95	95	
添付書類	事業税納税証明書(税目記載のあるもの。原本、3か月以内発行のもの)※新規設立法人の場合は、法人設立届出書、新規開業した個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書(税務署受付印のあるものの写し。電子の場合は「メール詳細」または「受信通知」も添付)※注3	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添付書類	健康保険等の加入状況の確認資料	全ての申請において必要です。 必ず解説ページ(P.37)にて必要書類をご確認のうえ添付してください。									-	-	-	
第20号の3	主要取引金融機関	○	○	△	△	△	△	△	△	△	160	96	96	
写真	営業所の写真(内観、外観)	○	○	-	-	-	-	-	-	-	161	-	-	
添付書類	経營業務の管理責任者・常勤役員等を直接補佐する者・専任技術者の常勤確認書類	全ての申請において必要です。 必ず解説ページ(P.36)にて必要書類をご確認のうえ添付してください。									-	-	-	
	既に受けている建設業許可の通知書(写し)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	従前の許可行政庁に提出した決算変更届(直前3年)の副本(写し)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	<b>※全ての申請において必要です。</b>											-	-	-
	<b>【個人】個人事業主および建設業法施行令第3条に定める使用人(支配人等)について</b> <b>【法人】役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人(営業所長等)について</b> <b>下記の(1)、(2)両方の書類を添付</b> <b>(1)「登記されていないことの証明書」(法務局および地方法務局が発行するもの)</b> ※成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(原本、3か月以内発行のもの) ※滋賀県内では大津地方法務局のみ取り扱っています。申請手続きの詳細は法務局HPをご覧ください。 <b>(2)「身分証明書(身元証明書)」(本籍地の市町村が発行するもの)</b> ※禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けておらず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(原本、3か月以内発行のもの) ※外国籍の方は、(2)については不要です。 <b>(注)成年被後見人または被保佐人に該当する場合は、契約の締結およびその履行に当たり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。(詳細は監理課にご相談ください)</b>											-	-	-
財産的基礎の要件の確認資料						(P.28~29を参照してください。)					-	-	-	
その他の添付書類						必要に応じて提出いただく場合があります。					-	-	-	

注2) 様式第17号の3については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
 ①資本金の額が1億円超であるもの②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

注3) 個人事業税の納税証明書については、納税証明書請求時期がその年度の課税および納付が完了している場合は「請求年度の証明書」とし、それ以外はすべて請求の前年度の証明書とします。

●申請書を提出する前にご確認ください

- 1 証紙への消印は、申請時の書類審査が終了した後に行ってください。事前には消印しないでください。
- 2 確定申告書や合格証明書等の原本は必ず申請窓口を持参してください。
- 3 証明書は、申請時点において3か月以内に発行されたものに限りです。(※残高証明書は4週間以内)

## 要件者の常勤（専任）確認資料

### 【経營業務の管理責任者と直接に補佐する者／専任技術者】

建設業許可の申請・変更届に際して、経營業務の管理責任者や常勤役員等を直接に補佐する者、営業所専任技術者の常勤を確認するための資料を提出・提示していただきます。

更新や業種追加などの申請で、経營業務の管理責任者等が直前の申請と変わらない場合でも、その方に関する資料をその都度提出・提示していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

要件	該当者		確認書類の組合せ (○…写し提出 ◎…原本提出)							留意事項	
			国	社	申	所	雇	票	徴		簿
経營業務 管理責任者	個人事業主 (アまたはイ)	ア	○	—	○	—	—	—	—	—	
		イ	○	—	—	◎	—	—	—	—	
	支配人 (アまたはイ)	ア	○	—	—	—	○	—	—	—	「支配人登記」(原本)も提出
		イ	—	○	—	—	○	—	—	—	
	法人の役員 (ア～オのいずれか)	ア	—	○	○	—	—	—	—	—	新任役員などの場合のみ
		イ	—	○	—	—	—	—	—	—	国保組合に加入などの場合のみ
		ウ	○	◎	○	—	—	—	—	—	・社会保険適用除外等の場合のみ
エ オ		○	—	○	◎	—	○	—	○	・「所」「票」は年を一致させる	
専任技術者	個人事業主	—	(経營業務管理責任者と同じ)								
	支配人	—									
	法人の役員	—									
	従業員等 (ア～ウのいずれか)	ア	—	○	—	—	○	—	—	—	
イ		○	—	—	◎	○	○	—	○	「所」「票」は年を一致させる	
ウ		○	—	—	—	○	—	○	○		
常勤役員等を直接に補佐する者	法人の役員の場合は経營業務の管理責任者と同じ 法人の従業員の場合専任技術者と同じ										

※行政庁の判断により、上記以外の書類を求める場合があります。なお、「個人事業主と同居の親族」や「出向者」など、上表に記載がない場合の常勤・専任の確認資料については、監理課にお問い合わせください。

※表中の略語について(いずれも、直近のものをご用意ください。)

「国」	「国民健康保険 被保険者証」(※70歳～75歳未満…「高齢受給者証」) ※75歳以上は、「後期高齢者医療被保険者証」(65歳～75歳未満でかつ一定の障がいがあると認定された方も含む)
「社」	「社会保険」(健康保険+厚生年金)…被保険者が特定できるもの ⇒【確認書類】「標準報酬決定通知書」や「健康保険証」など ※「厚」は、厚生年金のみ加入している場合を示します。 この場合、「標準報酬決定通知書」および「(国民)健康保険被保険者証」が必要です。
「申」	「確定申告書の控え」(税務署の受付印のあるもの)の写し ①個人の場合は「第一表」 ②法人の場合は、別表一(一) + 役員報酬手当等および人件費内訳書④ ※電子申告の場合は、「メール詳細」または「受信通知」(税務署が受付を確認した返信メール)を添付
「所」	「所得証明書(課税証明書)」(市町村で発行)
「雇」	「雇用保険」…被保険者が特定できるもの ※平成29年1月1日以降、雇用保険の適用拡大により65歳以上の常勤の従業員も雇用保険の加入対象者になりました。⇒【確認書類】「事業所別被保険者台帳」(3か月以内のもの)や「被保険者証」など
「票」	「源泉徴収票」
「徴」	「住民税特別徴収税額通知書」(特別徴収義務者用および納税義務者用) ※特別徴収義務者用および納税義務者用は年を一致させる
「簿」	「源泉徴収簿」(直近3か月分の給与の支払いが確認できるもの)

## 「健康保険等の加入状況」の確認書類について（「様式第7号の3」関係）

※令和2年10月1日以降の許可申請受付分（新規・業種追加・更新等）より、申請される事業

所で、適切な社会保険・雇用保険への加入が許可要件となりましたのでご注意ください。

### 1. 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

次の事業所は、社会保険の加入が法律で義務付けられています。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

- ・法人事業所（すべて）
- ・個人事業所（常時従業員を5名以上雇用している）

【確認書類】 事業所整理番号がわかるもの

(例)

- ①「保険料納入告知額・領収済額通知書」
- ②「健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書」 など

※) いずれも直近の書類（写し）

### 2. 雇用保険

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ 31 日以上の雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません（法人の役員や個人事業主と同居の親族などは除く）。原則として労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っていれば、適用事業所となります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署またはハローワークへお問い合わせください。

【確認書類】 労働保険番号または事業所番号がわかるもの

(例)

- ①「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え（受付印があるもの）
- ②「領収済通知書」（労働保険料納入に係るもの）
- ③「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」
- ④「事業所別被保険者台帳照会」（3 か月以内のもの） など

※) いずれも直近の書類（写し）

※) 「労災保険」に係る事項のみ記載されている場合は確認書類として認められませんので、ご注意ください。

※健康保険証や国民健康保険証の写しを添付される場合、プライバシー保護の観点から「保険番号および被保険者記号・番号」にマスキング(黒塗り等)を施したものを提出してください。

## 申請区分ごとの注意点について

### ■許可換え新規（申請区分「2」）

- ・許可換え新規の申請が必要な場合は下記のとおりです。

①A知事許可から 大臣許可へ	(例) 滋賀県知事許可を受けている業者が、他都道府県内に建設業を営む従たる営業所を新設した場合。⇒滋賀県知事許可から大臣許可へ
②大臣許可から A知事許可	(例) 大臣許可を受けている業者が営業所を廃止し、建設業を営む営業所が滋賀県内のみになった場合。⇒大臣許可から滋賀県知事許可へ
③A知事許可から B知事許可	(例) 滋賀県知事許可を受けている業者が、他都道府県内に主たる営業所の所在地を移転した場合。⇒滋賀県知事許可から他都道府県知事許可へ

- ・営業所の移転、廃止など、許可換え新規申請が必要な事実が発生してから申請してください。
- ・申請時に既に受けている建設業許可の申請書（副本）をご持参ください。
- ・申請時に既に受けている建設業許可の通知書（写）を添付してください。
- ・従前の許可行政庁へ提出した決算変更届（直近3年分）の副本（写）を提出してください。
- ・許可換え新規の申請前に、変更届出事項がある場合は、従前の許可行政庁に変更届を提出しておいてください。
- ・許可換え新規の許可が出た時点で、従前の許可は効力を失います。

### ■般特新規（申請区分「3」）

- ・一般建設業のみの許可を受けている者が、新たに特定建設業許可を申請することをいいます（特定建設業のみの許可を受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合も）。
- ・一般建設業のみの許可を受けている者が、新たに特定建設業許可を申請する場合、直前決算の貸借対照表において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たしている必要があります（P.28参照）。
- ・特定建設業のみの許可を受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合については、次の点に注意が必要です。

注）特定建設業の許可を受けている者が、法29条に該当（経營業務管理責任者、専任技術者を欠いた場合）することにより、特定建設業許可を継続できなくなった場合については、その時点で廃業届の提出が必要となります。

この場合に、許可を受けているすべての建設業について継続できなくなった場合については、「般特新規」ではなく、新たに「新規」として、一般建設業許可を申請することになります。

- ・有効期間の調整（一本化）をする場合、申請区分は「般特新規+更新（申請区分「7」）」となり、既に受けている建設業許可を同時に更新することになります（手数料についてはP.32参照）。

### ■業種追加（申請区分「4」）

- ・一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業許可を申請する場合、または、特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請することをいいます。
- ・一般建設業の業種追加をする者が、許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績が無い場合は、改めて残高証明書等により財産的基礎の要件を確認する必要があります。
- ・特定建設業の業種追加をする場合は、直前決算の貸借対照表において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たしている必要があります（P.28参照）。
- ・有効期間の調整（一本化）をする場合、申請区分は「業種追加+更新（申請区分「8」）」となり、既に受けている建設業許可を同時に更新することになります（手数料についてはP.32参照）。

### Ⅲ. 許可を受けた後の留意事項



# 1. 許可を受けた後の留意事項について

## (1) 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日を持って満了することとされています。

引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する30日前までに、許可の更新の手続きをとらなければなりません。

## (2) 変更届の提出

建設業許可申請時の事項に変更があった場合は、変更届を提出しなければなりません。届出がされていない場合は、許可の更新ができないことがあります。

提出を要する事項については、P. 49～51を参照してください。

## (3) 経営事項審査

公共工事の入札に参加しようとする建設業者は申請に基づき、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣または都道府県知事の審査を受けなければなりません。

(法第27条の23)

## (4) その他

### ① 標識の掲示 (法第40条)

建設業の許可を受けた者は、その店舗および工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。（P. 179参照）

※建設業の許可を受けた業者が掲げなければならない標識の作成について、県が特定の業者を指定することはありません。

### ② 帳簿の備付け (法第40条の3)

建設業の許可を受けた者は、国土交通省令で定める事項について記載した帳簿を、その営業所ごとに備え付け、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しの日から5年間（紛争の解決の円滑化に資する書類は10年間）保存しなければなりません。

### ③ 電気工事業の許可を受けた場合

電気工事業の許可を受けた建設業者は、電気工事業を開始したとき、電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下、電気工事業法という。）第34条第4項による届出、または同法第34条第5項による通知を滋賀県知事あてにしなければなりません。

業務の開始の届出（通知）をしなかった場合、または虚偽の届出（通知）をした者は、電気工事業法第40条により2万円以下の罰金が処せられます。

また、建設業（電気工事業）の許可の更新を行った場合も、その変更内容（許可番号、許可年月日等含む。）についての届出（通知）が必要となります。

※届出（通知）の受付窓口

電気工事業法に基づく手続きの受付窓口は、下記のところになります。

滋賀県防災危機管理局 消防・保安係

TEL:077-528-3431 FAX:077-528-6037



## 2. 建設業法に基づく適正な工事の施工について

### (1) 建設工事を受注するとき

#### ①建設工事の請負契約

建設工事の請負契約の当事者は、各々**対等な立場**における合意に基づいて**公正な契約**を締結し、**信義**に従って**誠実**にこれを履行しなければなりません。（法第 18 条）

また、契約の締結に際して、次に掲げる事項を**書面**に記載し、署名または記名押印をして相互に交付することが必要です。（法第 19 条）

- ・ 工事内容
- ・ 請負代金の額
- ・ 工事着手の時期および工事完成の時期
- ・ 工事を施工しない日または時間帯の定めをするときは、その内容。
- ・ 請負代金の全部または一部の前金払または出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期および方法
- ・ 当事者の一方から設計変更または工事着手の延期もしくは工事の全部または一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担およびそれらの額の算定方法
- ・ 天災その他不可抗力による工期の変更または損害の負担およびその額の算定方法
- ・ 価格等（物価統制令第 2 条に規定する価格等）の変動もしくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ・ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担
- ・ 注文者による資材提供または機械貸与の場合におけるその内容および方法
- ・ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期および方法ならびに引渡し時期
- ・ 工事完成後における請負代金の支払時期および方法
- ・ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときはその内容
- ・ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金
- ・ 契約に関する紛争の解決方法
- ・ その他国土交通省令で定める事項

#### ②注文者の義務

ア 不当に低い請負代金の禁止（法第 19 条の 3）

注文者は、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる**原価に満たない金額**を請負代金とする請負契約を締結してはいけません。

イ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（法第 19 条の 4）

注文者は、**請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具またはこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはいけません。

ウ 著しく短い工期の禁止（法第 19 条の 5）

注文者はその注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して**著しく短い期間を工期とする**請負契約を締結してはならない。

エ 見積期間の設定（法第 20 条）

注文者は、請負契約書に挙げた事項について、できる限り具体的な内容を提示し、建設業者が建設工事の見積をするために、次に掲げる期間を設けなければなりません。

工事1件の予定価格	見積期間	備考
500万円未満	1日以上	
500万円以上5,000万円未満	10日以上	やむを得ない事情のあるときは5日以内に限り短縮できる。
5,000万円以上	15日以上	

(施行令第6条)

オ 監督員の選任（法第19条の2）

注文者は、請負契約の履行に関し、工事現場に**監督員**を置く場合には、当該監督員の権限に関する事項および当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出方法を、**書面により請負人に通知**しなければなりません。

カ 下請負人の変更請求（法第23条）

注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができます。

ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については除かれます。

### ③受注者の義務

ア 建設工事の見積り等（法第20条）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、**工事種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業およびその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行う**よう努めなければなりません。

また、注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、見積書を交付しなければなりません。

イ 現場代理人の選任（法第19条の2）

請負人は、請負契約の履行に関し、工事現場に**現場代理人**を置く場合には、当該現場代理人の権限に関する事項および当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出方法を、**書面により注文者に通知**しなければなりません。

## (2) 建設工事を下請負人に出すとき、下請負人になるとき

### ①一括下請負の禁止

建設業者は、請け負った建設工事を**一括**して他人に請け負わせてはいけません。（法第22条）

また、建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を**一括**して請け負ってはいけません。（法第22条）

ただし、元請人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は除きます。（共同住宅を新築する工事については、事前承諾の規定は、適用されません。）（法第22条）

なお、公共工事については、事前承諾の規定は適用されません。（入札契約適正化法第14条）

### ＜一括下請負とは＞

- 請け負った建設工事の全部またはその主たる部分を**一括**して他の業者に請け負わせる場合。
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を**一括**して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合。

（注：入札契約適正化法…公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## ②元請負人の義務

### ア 下請負人の意見の聴取（法第 24 条の 2）

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞かなければなりません。

### イ 下請代金の支払（法第 24 条の 3）

#### ○出来形払または竣工払

元請負人は、注文者から出来形払または竣工払の支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、下請工事の出来形に対応する下請代金を **1 か月以内**のできるだけ早い時期に支払わなければなりません。このうち**労務費に相当する部分については現金で支払う**よう適切な配慮をしなければなりません。

#### ○前金払

元請負人は、注文者から前金払の支払を受けたときは、下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

### ウ 検査および引渡し（法第 24 条の 4）

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けた日から **20 日以内**のできるだけ短い期間内に、その**完成を確認する検査を完了**し、検査後ただちに引渡しを受けなければなりません。

## ③特定建設業者の義務

### ア 下請代金の支払期日（法第 24 条の 6）

特定建設業者は、注文者から支払を受けない場合であっても、下請負人（下請契約における請負人が特定建設業者または資本金額が 4,000 万円以上の法人が下請負人である場合を除く。）が**引渡しの申し出をした日から 50 日以内**のできるだけ早い時期に、下請負人に対して下請代金を支払わなければなりません。

### イ 下請代金の支払方法（法第 24 条の 6）

特定建設業者は、手形で支払う場合であっても支払期日までに一般金融機関で**割引を受けることができる手形**を交付しなければなりません。

特定建設業者が支払期日までに下請代金を支払わない場合は、**年利 14.6%の遅延利息**を支払わなければなりません。

### ウ 下請負人に対する特定建設業者の指導等（法第 24 条の 7）

○ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事の下請負人が、下請工事の施工に関し、建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法に違反しないよう指導に努めなければなりません。

○ 特定建設業者は、下請負人が上記の法令に違反していると認めたときは、その事実を指摘して、その是正を求めるよう努めなければなりません。

○ 是正を求めても下請負人が違反している事実を是正しないときは、特定建設業者は、その許可をした国土交通大臣もしくは都道府県知事またはその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に通報しなければなりません。

### (3) 建設工事を施工するとき

#### ① 施工体制台帳および施工体系図の作成

##### ア 施工体制台帳（法第 24 条の 8）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が、4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、**施工体制台帳を作成**し、工事現場ごとに備え置き、発注者からの請求があつた場合は、その**発注者の閲覧**に供しなければなりません。

ただし、公共工事を受注した建設業者については、下請契約を締結した場合、その契約金額に関わらず施工体制台帳を作成し、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。（入札契約適正化法第 15 条）

##### イ 再下請負通知（法第 24 条の 8）

アの建設工事の下請負人は、請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、元請である特定建設業者に対して、再下請負人の名称等について通知しなければなりません。

##### ウ 施工体系図（法第 24 条の 8）

アの建設業者は、その建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した**施工体系図**を作成し、工事現場の見やすい場所（公共工事の場合は、工事関係者および、公衆が見やすい場所）に掲げなければなりません。

#### ② 工事現場への技術者の配置

##### ア 主任技術者（法第 26 条）

建設業者は、建設工事を施工するときは、元請・下請、請負金額にかかわらず工事現場における、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として**主任技術者**（資格は、許可上の一般建設業の専任技術者と同様）を置かなければなりません。

##### イ 監理技術者（法第 26 条）

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、総額 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は、総額 7,000 万円以上）の下請工事によって建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者に替えて**監理技術者**（資格は、許可上の特定建設業の専任技術者と同様）を置かなければなりません。

**※在籍出向者、派遣社員については、主任技術者、監理技術者にはなれません。**

##### ウ 専門の技術者の配置（法第 26 条の 2）

土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、当該工事の内容である他の建設工事（軽微なものを除く。）を施工するときは、その工事に関する**専門の技術者**（資格は主任技術者と同様）を置いて自ら施工する場合のほか、**専門工事の許可を受けた建設業者**に請け負わせて施工しなければなりません。

また、許可を受けた建設業に係る建設工事に付帯する他の建設工事（軽微なものを除く。）を施工する場合においても同様です。

##### エ 主任技術者、監理技術者の現場専任制度（法第 26 条）

**公共性のある施設若しくは工作物又は多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する工事**で、工事 1 件の請負額が、4,000 万円以上（建築一式工事については 8,000 万円以上）となるものは、主任技術者または監理技術者を工事現場ごとに**専任**の者を置かなければなりません。

オ 監理技術者資格者証（法第 26 条）

国、地方公共団体、公共法人等が発注者となる公共工事に関するものに、専任で置かなければならない監理技術者は、**監理技術者資格者証**の交付を受け、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者でなければなりません。また、発注者から請求があったときは、その資格者証を提示しなければなりません。

カ 主任技術者および監理技術者の職務等（法第 26 条の 4）

主任技術者および監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に施工するために、その建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理等その他の技術上の管理や、施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者および監理技術者の指導に従わなければなりません。

### 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 土木工事業 鋼構造物工事業 建築工事業 舗装工事業 管工事業 電気工事業 造園工事業			その他 (左以外の 22 業種)			
建設業の許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般	
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督の実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,500 万円 <sup>注1)</sup> 以上	4,500 万円 <sup>注1)</sup> 未満	4,500 万円 <sup>注1)</sup> 以上は契約できない	4,500 万円 <sup>注1)</sup> 以上	4,500 万円 <sup>注1)</sup> 未満	4,500 万円 <sup>注1)</sup> 以上は契約できない	
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 指導監督の実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		
	技術者の専任	請負金額 4,000 万円 <sup>注2)</sup> 以上						
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし		

注 1) 建築一式工事の場合は 7,000 万円。

注 2) 建築一式工事の場合は 8,000 万円。

注 3) 表中の金額は全て税込み。

#### (4) 建設業法に違反すると

##### ①指導、助言および勧告（法第 41 条）

ア 国土交通大臣および都道府県知事は、建設業を営む者に対して、建設工事の適正な施工を確保するために必要な指導、助言および勧告を行うことができます。

イ 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の下請負人が、その建設工事の施工のために使用している労働者に対して賃金の支払を遅滞した場合に必要なと認められるときは、その特定建設業者に対して、その労働の対価として適正と認められる賃金相当額の立替払その他適切な措置を講ずることを勧告することができます。

ウ 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の下請負人が、その建設工事の施工に関し、他人に損害を与えた場合も同様に、その損害につき適正と認められる金額の立替払その他適切な措置を講ずることを勧告することができます。

##### ②指示および営業停止（法第 28 条）

ア 国土交通大臣または都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の一から九のいずれかに該当する場合、またはこの法律の規定、入札契約適正化法第 15 条第 2 項、第 3 項の規定（施工体制台帳の提出等）もしくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「履行確保法」という。）第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項もしくは第 2 項もしくは第 10 条の規定に違反した場合、当該建設業者に対して**必要な指示**をすることができます。特定建設業者が第 41 条第 2 項または第 3 項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とします。

一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、または危害を及ぼすおそれ大きいとき。

二 建設業者が請負契約に関し、不誠実な行為をしたとき。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人またはその役員等）または政令で定める使用人（営業所長、支配人など）がその業務に関し、他の法令（入札契約適正化法およびこれに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四 建設業者が法第 22 条第 1 項もしくは第 2 項または第 26 条の 3 第 8 項の規定（一括下請負の禁止）に違反したとき。

五 建設業者の請け負った工事に配置された主任技術者または監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

六 建設業者が、許可を受けずに建設業を営む者と 500 万円以上（建築一式工事については 1,500 万円以上）（税込）の下請契約を締結したとき。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が 4,500 万円以上（建築一式工事については 7,000 万円以上）（税込）の下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、営業の停止を命ぜられている者、または営業を禁止されている者と当該営業停止、または営業禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 履行確保法第 3 条第 1 項、第 5 条または第 7 条第 1 項の規定に違反したとき。

イ 国土交通大臣または都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、上記アの一から八のいずれかに該当するとき、もしくは指示に従わないときは、その者に対し、1 年以内の期間を定めて、その**営業の全部または一部の停止**を命じることができます。

### ③許可の取消（法第 29 条・第 29 条の 2）

ア 国土交通大臣または都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次のいずれかに該当するときは、当該建設業者の**許可を取り消さ**なければなりません。

- ・許可の要件（経營業務の管理責任者、専任技術者）を満たさなくなった場合
- ・欠格要件に該当した場合
- ・許可を受けてから 1 年以内に営業を開始せず、または引き続き 1 年以上営業を休止した場合
- ・事業主の死亡、合併による法人の消滅、破産手続開始の決定による法人の解散、合併または破産以外の事由による法人の解散、許可を受けた建設業を廃止した場合（法第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項までまたは第 17 条の 3 第 4 項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより法第 9 条第 1 項第 3 号（第 17 条において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）
- ・不正の手段により許可（更新・認可を含む）を受けた場合
- ・②のアの一から九に該当し、情状特に重い場合、または営業停止の処分に違反した場合

イ 国土交通大臣または都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、または建設業者の所在を確知できないときは、官報または当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申し出がないときは、許可を取り消すことができます。

ウ **不正の手段により許可を受けた場合等で一旦許可が取り消されると、5 年間は新たに許可を受けられません。**（法第 8 条第 2 号、第 17 条準用）

### 3. 変更届の提出

記載例 P. 94～参照

以下に掲げる事項について変更があった場合、それぞれの区分に応じてその都度、変更届を提出しなければなりません。**提出を怠った場合、法第50条第1項第2号により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されること、また変更届の提出がなされていない場合は、許可の更新ができないことがありますので必ず提出してください。**

以下に掲げる変更届の添付書類の様式番号は、許可申請書の添付書類と同じです。  
提出部数：知事許可の場合……正副各1部

変更届は郵送でも受付しています。  
郵送される場合は、宛名を記入し切手を貼付した**返信用封筒を同封**してください。

送付先：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県土木交通部監理課建設業係

※滋賀県の入札参加有資格者が所在地・商号・代表者名等を変更する場合、別途入札参加資格の変更届が必要です。（P180参照 問合せ先：監理課審査契約係 077-528-4116）

#### （1）提出期限：決算終了後4か月以内

変更の種類	届出書類・添付書類等
①事業年度終了変更届 (決算変更届)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県様式第1号（決算）</li><li>・ 様式第2号</li><li>・ 様式第3号</li><li>・ 財務諸表（法人……様式第15号、16号、17号、17号の2、17号の3<sup>注1</sup>） （個人……様式第18号、19号）</li><li>・ 事業税の納税証明書<sup>注2</sup>【原本】※県税に未納のない証明ではありません</li><li>・ 事業報告書（株式会社のみ）</li></ul>
	<p>（事業年度内に）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①使用人数に変更があった場合……様式第4号</li><li>②営業所長の異動があった場合……様式第11号</li><li>③定款の変更があった場合……定款の写または議事録の写し</li><li>④健康保険等の加入人数に変更があった場合…様式第7号の3</li></ul>

注1) 様式第17号の3については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

注2) 個人事業税の納税証明書については、納税証明書請求時期がその年度の課税および納付が完了している場合は「請求年度の証明書」とし、それ以外はすべて請求の前年度の証明書とします。



**(2) 提出期限：事実発生から 30 日以内**

変 更 の 種 類	届 出 書 類 ・ 添 付 書 類 等
②商号または名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)</li> <li>・[法人のみ]履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)【原本】</li> <li>・[法人のみ]定款の写し</li> </ul>
③営業所の名称・所在地等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)(第二面)</li> <li>・別紙二(2)</li> <li>・[法人の場合]履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)【原本】</li> <li>・営業所の写真(外観・内観各 1 枚以上を A 4 版の紙に添付し、撮影日等を記入)</li> <li>※撮影方法については、P. 161, 162 に掲載の作成要領をご確認ください。</li> </ul> <p>電話・FAX 番号の変更……様式第 22 号-2(第一面)(第二面)</p>
④営業所の新設 <sup>注3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)(第二面)</li> <li>・別紙二(2)</li> <li>・様式第 4 号、6 号、11 号、13 号</li> <li>・専任技術者の変更届(下記⑭の書類)</li> <li>・営業所の写真(外観・内観各 1 枚以上を A 4 版の紙に添付し、撮影日を記入)</li> <li>※撮影方法については、P. 161, 162 に掲載の作成要領をご確認ください。</li> </ul>
⑤営業所の業種変更 ※既許可業種のみ可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)(第二面)</li> <li>・別紙二(2)</li> <li>・専任技術者の変更届(下記⑭の書類)</li> </ul>
⑥営業所の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)(第二面)</li> <li>・別紙二(2)、別紙四</li> <li>・様式第 22 号-3</li> </ul> <p><b>(注) 専任技術者の交代が伴う場合は、⑭も必要です。</b></p>
⑦資本金額の変更 (法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)</li> <li>・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)【原本】</li> </ul>
⑧役員等の変更 <sup>注3</sup> (法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)</li> <li>・様式第 1 号別紙一</li> <li>・様式第 6 号、12 号(6 号・12 号は、退任、辞任等のとき不要)</li> <li>・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)【原本】</li> <li>※登記は代表取締役・取締役の場合のみ必要。就任退任日が分かるもの。</li> </ul> <p><b>(注) 経營業務管理責任者の変更を伴う場合は、⑫も必要です。</b></p>
⑨事業主の氏名の変更 (個人) ※婚姻等による氏名変更の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)</li> <li>・様式第 6 号、12 号</li> <li>・戸籍抄本の提示</li> </ul> <p><b>(注) 経營業務管理責任者の変更を伴う場合は、⑬も必要です。</b></p>
⑩支配人の氏名の変更 ※婚姻等による氏名変更の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 22 号-2(第一面)</li> <li>・様式第 6 号、11 号、13 号</li> <li>・支配人登記簿謄本【原本】</li> </ul> <p><b>(注) 経營業務管理責任者の変更を伴う場合は、⑬も必要です。</b></p>

注3) ④⑧⑩について、新任の役員等、営業所長は、次の(1)(2)両方が必要です。(申請時点で発行から3か月以内の原本)

**(1)「登記されていないことの証明書」(法務局および地方法務局が発行するもの)**

※成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※滋賀県内では大津地方法務局のみ取り扱っています。申請手続きの詳細は法務局HPをご覧ください。

**(2)「身分証明書(身元証明書)」(本籍地の市町村が発行するもの)※外国籍の方は不要です。**

※禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けておらず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注) 成年被後見人または被保佐人に該当する場合は、契約の締結およびその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。(詳細は監理課にご相談ください)

**(3) 提出期限：事実発生から2週間以内**

変更の種類	届出書類・添付書類等
⑪営業所長の変更注3(前頁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-2(第一面)</li> <li>・様式第6号、11号、13号</li> </ul>
⑫経營業務の管理責任者の変更(イ該当の場合) ※ロ該当で申請される場合は事前に監理課へご相談ください ※イ・ロ該当の違いはP16へほとんどの方はイ該当です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-2(第一面)</li> <li>・様式第1号別紙一</li> <li>・様式第7号(証明者は自己証明で可)、同号別紙</li> <li>・<b>経営経験確認書類(必ずP.18~19を参照してください)</b></li> <li>・<b>常勤確認書類(必ずP.36を参照してください)</b></li> </ul>
⑬経營業務の管理責任者の氏名の変更 ※婚姻等による氏名変更の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-2(第一面)</li> <li>・様式第1号別紙一</li> <li>・様式第7号、同号別紙</li> <li>・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)【原本】</li> <li>・戸籍抄本または住民票の抄本の提示(商業登記簿謄本で確認できる場合を除く)</li> </ul>
⑭専任技術者の変更 ※附則第4条該当により解体工事業の技術者になった者が、経過措置終了後も引き続き解体工事業の技術者となるためには、要件を満たしたうえで、こちらの変更届の提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-2(第一面)</li> <li>・様式第1号別紙四</li> <li>・様式第8号(追加分および削除分)</li> <li>・合格証明書等の写</li> <li>・様式第9号および添付書類(必ずP.20~21を参照してください)</li> <li>・様式第10号(特定建設業の場合で該当する者のみ)</li> <li>・専任技術者の<b>専任確認書類(必ずP.36を参照してください)</b></li> </ul>
⑮専任技術者の氏名の変更 ※婚姻等による氏名変更の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-2(第一面)</li> <li>・様式第1号別紙四</li> <li>・様式第8号(追加分および削除分)</li> <li>・戸籍抄本または住民票の抄本の提示</li> </ul>
⑯欠格要件の該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-3</li> </ul>
⑰一部の業種の廃業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第22号-4</li> <li>・様式第22号-3</li> <li>・様式第1号別紙四</li> </ul> <p><b>(注) 必要に応じて⑫、⑭等も必要となります。</b></p>
⑱社会保険の加入状況の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第7号-3(加入人数のみの変更の場合は決算変更届の際に一緒にご提出ください)</li> </ul>

※必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

※証明書は、申請日(受付日)時点において3か月以内に発行されたものに限りです。

**(4) 全部の業種の廃業届出を必要とする場合**

廃業をした場合は、30日以内に次の者が届け出てください。

廃業事由	届出者	添付書類
(1)許可に係る建設業者が、死亡したとき	その相続人	・税務署への廃業届(写)
(2)法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	・商業登記簿謄本
(3)法人が破産手続の開始の決定により解散したとき	その破産管財人	・商業登記簿謄本
(4)法人が(2)(3)以外に事由により解散したとき	その清算人	・商業登記簿謄本
(5)許可を受けた建設業を廃止したとき	許可にかかる建設業者であった者	・税務署への廃業届(写)※
<b>【(1)~(5)共通の必要書類】①「様式第22-4号」および②「許可通知書(原本)の返却」</b>		

※(5)添付書類の「税務署への廃業届(写)」は、個人事業主が事業そのものを廃止される場合のみ必要です。

## 4. 組織変更等

次の場合は、すみやかに上記の廃業届を提出した上、新規の許可申請をしてください。

(1) 個人事業主から法人組織へ (法人成)	一定の要件を満たせば、許可番号等の引継が可能です。	P. 53 参照
(2) 個人事業主から事業を承継	一定の要件を満たせば、許可番号等の引継が可能です。	P. 54 参照
(3) 会社の合併・分割・事業譲渡	必ず監理課へ事前にご相談ください。(建設業部門が包括的に承継されているかを個別に確認します。)	
(4) 法人組織から個人事業主に	許可の引継ぎ等は認められません。廃業届提出後、新規申請をしてください。	

※ただし、

・ (1) ~ (4) について法 17 条の 2 第 1 項の事業譲渡に係る認可を申請する場合 (双方が事業譲渡契約を結ぶ場合に限り)

・ (2) について個人事業主の死亡により、死亡後 30 日以内に個人 (子等) が法第 17 条の 3 第 1 項の認可を申請する場合

については要件、提出書類が大幅に異なります。詳細については別冊の認可申請マニュアルをご確認ください。

## (1) 個人事業主から法人への組織変更（法人成）について

建設業の許可を受けて営業している個人事業主が法人に組織変更したときは、個人の許可について廃業届を提出し、新たに法人としての新規の許可申請を行う必要があります。この場合、一定の要件を満たせば、許可番号等の引継、および経営事項審査における実績の引継を認める取扱いを行っています。

### ◆要件

- ① 許可を受けていた個人が新規に設立した法人であること（既設法人への組織変更は認められません。）
  - ② 許可申請時点において個人の許可が有効であること
  - ③ 営業の同一性があること（次の3つの要件を満たすことが必要です。）
    - (1) 建設業に係る資産・負債（完成工事未収入金、未成工事支出金、材料貯蔵品、工事未払金、未成工事受入金）が個人から法人に引き継がれていること。
    - (2) 新設法人の代表者および主要株主（発行済み株式の過半数を有する株主）が、前事業主または前事業主の親族であること。
    - (3) 個人時代の経營業務の管理責任者（支配人である場合も同様）が、引き続き法人の経營業務の管理責任者に就任すること。
  - ④ 新規許可申請の財産的基礎の要件を満たすこと
  - ⑤ 新設法人が**第1期の確定申告を行うまで**に許可申請を行うこと
- 注）新規申請であるため、通常の許可要件も当然に満たしている必要があります。**

### ◆法人成許可申請に必要な書類等

新規許可申請に必要な書類において、記載方法が通常と異なるものおよび追加で必要となる書類は、以下のとおりです。

様式番号	申請書様式	備考
第2号	工事経歴書	個人最終決算に基づいて作成
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	証明者欄は個人の自己証明で可
第18号	【個人】貸借対照表	個人最終決算に基づいて作成
第19号	【個人】損益計算書	
第15号	【法人】貸借対照表	開始貸借対照表を作成
第16号	【法人】損益計算書・完成工事原価報告書	商号のみ記入
第17号	【法人】株主資本等変動計算書	
第17号の2	【法人】注記表	該当箇所の予定を記入
第20号	営業の沿革	個人の沿革も記入
添付書類	法人設立届出書（写し）	税務署提出分
常勤性確認書類	社会保険の写し	社会保険被保険者証、資格取得決定通知書など
第22号の4	廃業届	個人の許可全部廃業届（P. 51 参照）

### ◆注意事項

- ・法人成以前に経営事項審査を受けておられ、引き続き各公共機関への入札を希望される場合、法人設立時点を審査基準日として、再度申請していただく必要があります。
- ・滋賀県への入札参加資格をお持ちの方は、資格の承継手続が必要となります。詳しくは滋賀県監理課審査契約係（TEL:077-528-4116）へお問い合わせください。市町の承継手続に関しましては、各発注機関にお問い合わせください。

## (2) 個人事業の代替わり（承継）について

建設業の許可を受けている個人事業主（以下「被承継人」という。）が死亡、高齢、病気等のやむを得ない理由により事業を廃業し、被承継人の経営業務を補佐した経験を有する者（以下「承継人」という。）に事業を承継する場合、被承継人の許可について廃業届を提出し、新たに承継人としての新規の許可申請を行う必要があります。この場合、一定の要件を満たせば許可番号等の引継、および経営事項審査における実績の引継を認める取扱いを行っています。

### ◆要件

- ① 許可申請時点において被承継人の許可が有効であること
- ② 被承継人がやむを得ない理由（死亡、高齢、病気等）により建設業から引退すること
- ③ 承継人が経営業務の管理責任者に就任すること
- ④ 承継人が被承継人の相続権を有する親族であり専従者として被承継人の下で**許可を有する**期間6年以上経営業務を補佐した経験を有する者【※1】または、配偶者もしくは二親等以内の者で、被承継人の下で**許可を有する**期間6年以上経営業務を補佐した経験を有する者【※2】
- ⑤ 建設業に関する資産・負債（完成工事未収入金、未成工事支出金、材料貯蔵品、工事未払金、未成工事受入金）が引き継がれていること（事業年度が連続していること）
- ⑥ 新規許可申請の財産的基礎の要件を満たすこと
- ⑦ 被承継人は原則、専任技術者及び国家資格者等とならないこと
- ⑧ 要件を満たす者が複数いるときは、その全員から同意があること
- ⑨ 死亡承継の場合は、**被承継人の死亡後3か月以内**、生前承継の場合は、**承継人が1回目の確定申告を行うまでに**許可申請を行うこと

**注）新規申請であるため、通常の許可要件も当然に満たしている必要があります。**

### ◆許可の承継に必要な書類等

新規許可申請に必要な書類において、記載方法が通常と異なるものおよび追加が必要となる書類は、以下のとおりです。

様式番号	申請書様式等	備考
第2号	工事経歴書	被承継人最終決算に基づいて作成
第3号	直前3年の各事業年度における工事 施工金額	被承継人最終決算に基づいて作成
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者） 証明書	証明者欄は被承継人の証明で可 （死亡承継の場合は許可を有する第三者の証明）
第18号	貸借対照表	被承継人最終決算に基づいて作成
第19号	損益計算書	
第18号	貸借対照表	開始貸借対照表（承継人）
第19号	損益計算書	商号のみ記入し添付
第20号	営業の沿革	前事業主時代の沿革も記入
添付書類	個人事業の開業届出書（写し）	税務署提出分
第22号の4	廃業届	被承継人の許可全部廃業届（P.51参照）

（次項へ続く）

	申請書様式等	備考
要件④【※1】 の場合	被承継人の税務署受付印のある 確定申告書6年分〔第1・2表〕	写し 専従者欄にて承継人の氏名等を確認
要件④【※2】 の場合	被承継人の税務署受付印のある確定 申告書6年分〔第1・2表、青色申告 書決算書または収支内訳書〕	写し 給与賃金の内訳欄にて承継人の氏名等を確認
	承継人の所得証明書5年分	原本
	許可を有する第三者の証明書	雛形あり P.170 参照
	戸籍抄本または戸籍謄本の提示	専従者でない者が承継する場合に被承継人との 続柄を確認
要件⑧	同意書	

◆注意事項

- ・経営事項審査を受けておられる場合、事業承継時点を審査基準日として、再度申請していただく必要があります。
- ・滋賀県の入札参加資格をお持ちの方は、資格の承継手続が必要となります。詳しくは滋賀県監理課審査契約係（TEL:077-528-4116）へお問い合わせください。なおその他の発注機関に関しては、各発注機関にお問い合わせください。

## 5 建設業許可証明書の申請について

- 1 窓口では、月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで受付いたします。  
(祝日・年末年始等閉庁日および午後0時～午後1時を除く)  
午後4時以降は発行できません。
- 2 お時間をいただきますが**郵送での受付も可能**です(お急ぎの場合は、窓口へお越しください)。

### 【郵送の場合の注意事項】

- ①直近で変更届を郵送により提出された場合は、受付が完了していることをあらかじめ確認してください(受付が完了していない場合、許可証明書に変更内容が反映されません)。
- ②郵送される場合は、宛名を記入し切手を貼付した**返信用封筒を同封**してください。  
なお、収入証紙は申請書に貼付した状態で提出してください。**(収入証紙に消印はしないでください。)**

送付先：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
土木交通部監理課建設業係

- 3 貼付する滋賀県収入証紙は、1通につき**530円**です。  
※証紙は監理課では販売していません。事前にお買い求めください。  
**※消印はしないでください。**
- 4 申請用紙は、次頁以降のコピーをご利用いただくか、「滋賀県ホームページ(P.31参照)」に掲載しておりますので、印刷してご利用ください。
- 5 一度に多数の証明を申請される場合は、すぐに処理できない場合があります。多数の証明の申請を行う場合は、できるだけ時間に余裕を持って申請してください。

発行 NO.

	<b>滋賀県収入証紙貼付欄</b>		
	<b>1通につき530円です。</b>		
	<b>(消印しないでください。)</b>		

**建設業許可証明申請書**

1 主たる営業所の所在地

2 商号および代表者氏名

3 許可番号 滋賀県知事許可（般・特一）第 号

4 枚数 \_\_\_\_\_ 通

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により上記のとおり許可されていることを証明願います。

令和 年 月 日

代表者氏名

滋賀県土木交通部監理課長

(注) ①（般・特）については、該当する方を○で囲んでください。

②証明手数料（1通につき530円）は滋賀県収入証紙で納付してください。

-----  
(行政庁使用欄)

確認印